

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和元年11月26日

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産課

被 処 分 者	商 号	●●●
	代 表 者	●●●
	主たる事務所	●●●
	免許年月日	●●●
	免許証番号	●●●
聴 聞 年 月 日	令和元年10月11日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止45日間	
業 務 停 止 期 間	令和元年12月11日から令和2年1月24日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第34条の2第1項（媒介契約書の不交付） 同法第46条第2項（限度額を超える報酬の受領） 同法第47条（不当に高額報酬の要求） 同法第65条第2項第2号（業務の停止）	
事 実 関 係	<p>被処分者は、平成30年7月10日付けで、売主Aと買主Bとの間で締結された、東京都豊島区所在の土地付き建物の売買契約において媒介業務を行った。</p> <p>この業務において、被処分者には下記のとおり宅地建物取引業法（以下「法」という。）違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 法第34条の2に定める書面（媒介契約書）を交付しなかった。 (2) 告示の限度額を超えて報酬を受領した。 (3) 不当に高額報酬を要求した。</p> <p>(1) は法第34条の2第1項本文に違反し、(2) は法第46条第2項に違反し、(3) は法第47条第2号に違反し、これらのことはそれぞれ法第65条第2項第2号に該当する。</p>	